



第179期

定時株主総会 招集ご通知

目次

第179期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	
議案および参考事項	
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6名選任の件	6
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	13
事業報告	15
連結計算書類	39
計算書類	41
監査報告	43
株主総会会場ご案内図	

開催日時

2026年**6月26日**（金）午前10時
（受付開始時刻：午前9時）

開催場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

東京証券会館 8階ホール

（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

お土産をご用意しておりません。
何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

澁澤倉庫株式会社

証券コード:9304

株主の皆様へ

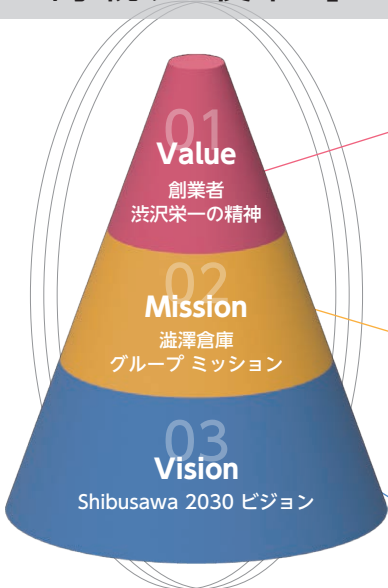
株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
第179期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。
ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

2026年6月

取締役社長 大隅 毅



コーポレートスローガン
「永続する使命。」



01

共有する
価値観

正しい道理で追求した利益だけが
永続し、社会を豊かにできる

Sustainability = 持続的成長

02

果すべき
社会的使命

物流を越えた、新たな価値創造により、
持続可能で豊かな社会の
実現を支えること

「ミッション実現のためのグループ行動指針」
Challenge・Create・Cooperate
挑戦・創造・共創

03

目標とする
明日の姿

お客さまの事業活動に新たな価値を
生み出すValue Partner

Value Partner
効率追求から価値創造へ

(発送日) 2026年6月4日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月1日
東京都江東区永代二丁目37番28号

澁澤倉庫株式会社

取締役社長 大隅 毅

第179期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第179期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等（同封の議決権行使書用紙を除く。）の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.shibusawa.co.jp/stockfolder/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



「銘柄名（会社名）」に「澁澤倉庫」または「コード」に当社の証券コード「9304」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

1	日時	2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）
2	場所	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号 東京証券会館 8階ホール (末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3	目的事項	報告事項 1. 第179期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第179期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
	招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）	1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 2. 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 3. インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 4. 代理人により議決権を行使される場合は、定款第18条の規定に基づき、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。なお、その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。


以上

- ◎本招集ご通知または電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨ならびに修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した本書面（本招集ご通知）をお送りしております。ただし、本招集ご通知には法令および当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を記載しておりません。
- ①事業報告の「会計監査人の状況」「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、本招集ご通知に記載された事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内




株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 **株主総会にご出席される場合**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時


2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

 **書面（郵送）で議決権を行使される場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時到着分まで

 **インターネット等で議決権を行使される場合**

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時入力完了分まで



議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

○○○○○○○

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

インターネット等による 議決権行使方法のご案内

行使期限
2026年6月25日（木）17時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

- ② 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶<https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2026年6月19日（金）17時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

お問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル **0120-652-031**
(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aもご確認ください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向けの議決権行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は、任期満了となります。これに伴い、社外取締役3名を含む取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定しております。また、本議案に関しましては、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位および担当	取締役会出席回数
1	おおすみ 大隅 たくし 毅	再任	取締役社長兼社長執行役員、 物流部門管掌	18回/18回
2	くらたに 倉谷 のぶゆき 伸之	再任	取締役兼専務執行役員、 不動産部門・管理部門管掌	18回/18回
3	もりやま 森山 むねき 宗樹	新任	上級執行役員総合企画部長	—
4	まつもと 松本 しんや 伸也	再任 独立役員	社外 取締役	18回/18回
5	ちからいし 力石 こういち 晃一	再任 独立役員	社外 取締役	18回/18回
6	ばば 馬場 けいこ 佳子	再任 独立役員	社外 取締役	18回/18回

候補者番号

1

おお すみ
大隅

たけし
毅 (1964年8月22日生)

所有する当社株式の数
37,100株



再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社
2012年4月 執行役員管理本部総合企画部長
2013年6月 上級執行役員管理本部総合企画部長
2014年10月 上級執行役員営業開発部長兼総合企画部長
2015年6月 取締役兼常務執行役員、物流営業部門管掌
2017年6月 取締役社長兼社長執行役員、物流営業部門管掌
2023年4月 取締役社長兼社長執行役員、物流部門管掌（現任）
2025年6月 (株)ヤクルト本社社外取締役（現任）

取締役候補者とした理由

大隅毅氏は、国内外の物流実務における豊富な経験を活かし、東日本営業部長を務めたのち、総合企画部長として当社グループの経営企画業務全般に携わり、2015年に取締役就任以降、物流部門全般を管掌し、2017年から社長を務めており、経営者としての豊富な経験と経営全般に関する幅広い知見を有していることから、引き続き取締役の候補者となりました。

候補者番号

2

くら たに のぶ ゆき
倉谷 伸之 (1962年12月24日生)

所有する当社株式の数
28,200株



再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1986年 4月 (株)第一勧業銀行（現・(株)みずほ銀行）入行
- 2014年 4月 (株)みずほ銀行業務監査部長
- 2016年 4月 同行執行役員銀座通支店長
- 2018年 4月 同行理事
- 2018年 6月 当社顧問
- 2018年 6月 上級執行役員物流営業部門管掌役員補佐
- 2019年 6月 取締役兼常務執行役員、不動産営業部門管掌、物流営業部門副担当
- 2022年 6月 取締役兼常務執行役員、不動産営業部門・管理部門（総合企画部・サステナビリティ推進室・人事部）管掌、物流営業部門副担当
- 2023年 4月 取締役兼常務執行役員、不動産部門・管理部門管掌
- 2023年 6月 取締役兼専務執行役員、不動産部門・管理部門管掌（現任）

取締役候補者とした理由

倉谷伸之氏は、金融機関の部長、執行役員支店長を歴任し、2018年から当社の上級執行役員物流営業部門管掌役員補佐として、主に営業開発を担当。2019年に取締役就任以降、物流部門を担当するほか、不動産部門を管掌しており、また、2022年からは管理部門を管掌するなど、経営者としての豊富な経験と知識を有していることから、引き続き取締役の候補者いたしました。

候補者番号

3

もり やま むね き
森山 宗樹 (1970年2月12日生)

所有する当社株式の数
4,400株



新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年 4 月 当社入社
2019年 4 月 神戸支店長
2022年 6 月 執行役員神戸支店長
2023年 6 月 執行役員総合企画部長兼サステナビリティ推進室長
2024年 6 月 執行役員総合企画部長
2025年 6 月 上級執行役員総合企画部長（現任）

取締役候補者とした理由

森山宗樹氏は、物流部門、特に、倉庫および港湾運送事業における豊富な経験を活かし、神戸支店長を務めたのち、総合企画部長兼サステナビリティ推進室長として、当社グループの企業価値向上に貢献してきました。その経験と知見が当社の経営に活かされ、同氏が取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役の候補者といたしました。

候補者番号

4

まつもと しんや
松本 伸也 (1959年8月12日生)所有する当社株式の数
2,400株

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1987年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属）
- 1987年 4月 丸の内総合法律事務所入所
- 1996年 7月 丸の内総合法律事務所パートナー
- 2001年 6月 (株)インプレス（現・(株)インプレスホールディングス）社外監査役
- 2005年 9月 ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人（現・ジャパン・ホテル・リート投資法人）監督役員
- 2007年 6月 当社取締役（現任）
- 2011年10月 丸の内総合法律事務所パートナー代表弁護士
- 2013年 6月 大平洋金属(株)社外取締役
- 2025年 1月 丸の内総合法律事務所顧問（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松本伸也氏は、弁護士として多くの企業の法律問題に携わっており、同氏が有するガバナンスおよびコンプライアンス等に関する高度な知見が、当社より透明性・健全性の高い経営体制の確立等に活かされていることから、引き続き社外取締役の候補者といたしました。特にガバナンスおよびコンプライアンス等に関する観点から業務執行全般について監督、助言を行うことを期待しております。

候補者番号

5

ちから いし

力石

こう いち

晃一

(1957年4月19日生)

所有する当社株式の数

6,600株



再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 日本郵船(株)入社
2009年4月 同社経営委員兼製紙原料グループ長
2010年4月 同社経営委員兼パナマックスフリートマネジメントグループ長
2012年4月 同社常務経営委員
2012年6月 同社取締役常務経営委員
2013年4月 同社代表取締役専務経営委員
2019年4月 同社取締役
2019年6月 同社アドバイザー
2019年6月 富士石油(株)社外監査役
2019年6月 (株)村上開明堂社外取締役 (現任)
2022年6月 当社取締役 (現任)
2025年4月 NYK Energy Ocean(株)代表取締役社長執行役員 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

力石晃一氏は、総合海運企業の経営に長年携わっており、その豊富な経験と見識が当社の経営に活かされていることから、引き続き社外取締役の候補者といたしました。特に、総合海運企業の経営で得たグローバルな知識と経験を活かして、物流部門を含む業務執行全般について監督・助言を行うことを期待しております。

候補者番号

6

ば ば けい こ
馬場 佳子 (1963年8月17日生)

所有する当社株式の数
2,000株



再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4 月 三菱信託銀行(株) (現・三菱UFJ信託銀行(株)) 入社
 1991年 9 月 不動産鑑定士登録
 2014年 4 月 横浜市財産評価審議会委員 (現任)
 2015年 5 月 一般社団法人神奈川県不動産鑑定士協会理事
 2016年 2 月 よこはま都市未来研究所設立、代表 (現任)
 2017年10月 横浜地方裁判所川崎支部民事調停員
 2018年 8 月 横浜市空家等対策協議会委員
 2020年 4 月 横浜家庭裁判所家事調停員 (現任)
 2020年 5 月 一般社団法人神奈川県不動産鑑定士協会副会長
 2024年 5 月 横浜市財産評価審議会委員長 (現任)
 2024年 6 月 当社取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

馬場佳子氏は、不動産事業の経験と専門的な知見のほか、公共団体委員や調停員としての豊富な見識が当社の経営に活かされていることから、引き続き社外取締役の候補者といたしました。特に、不動産事業の経験およびその専門的な知見と公共団体委員や調停員としての豊富な見識を活かして、不動産部門を含む業務執行全般について監督・助言を行うことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 松本伸也、力石晃一および馬場佳子の各氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 当社は松本伸也、力石晃一および馬場佳子の各氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 松本伸也、力石晃一および馬場佳子の各氏は、「当社株式の大量取得行為に関する対応策 (買収への対応方針)」に規定する独立委員会委員であります。
5. 松本伸也氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時点で19年、力石晃一氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時点で4年、馬場佳子氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時点で2年となります。
6. 当社と松本伸也、力石晃一および馬場佳子の各氏の間では、責任限定契約を締結しております。各氏が再任された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。その契約の内容の概要は以下のとおりであります。
 取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) が善意でかつ重大な過失がない場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定された役員賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告34頁に記載のとおりです。森山宗樹氏を除く取締役候補者5名はすでに当該保険契約の被保険者となっており、再任された場合、引き続き被保険者となります。また、森山宗樹氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役森進氏は、辞任いたします。これに伴い、同氏の補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役候補者川西兵衛氏は、監査等委員である取締役森進氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は定款の規定により、退任した監査等委員である取締役の任期の終了する時までとなります。監査等委員である取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定しております。また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

かわにし	ひょうえ	所有する当社株式の数
川西	兵衛 (1960年10月10日生)	5,600株



新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社
2011年7月 東京支店副支店長兼営業部長
2015年4月 横浜支店副支店長
2020年7月 大宮通運株式会社 代表取締役社長（現任・退任予定）

監査等委員である取締役候補者とした理由

川西兵衛氏は、物流部門における幅広い勤務経験を有し、東京支店副支店長および横浜支店副支店長を歴任し、2020年7月から当社グループ会社の代表取締役社長として、当社の企業価値向上に貢献してきました。その豊富な経験と知見が当社の監査に活かされ、同氏が監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役の候補者としたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 川西兵衛氏が選任された場合、当社は当氏の間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が善意でかつ重大な過失がない場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれが高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定された役員賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告34頁に記載のとおりです。川西兵衛氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 第1号議案および第2号議案が承認可決された場合の経営体制

当社の経営戦略に照らして必要なスキルは、①企業経営、②事業戦略・M&A、③物流DX、④グローバルビジネス、⑤不動産、⑥サステナビリティ・ESG、⑦人事・労務、⑧財務・会計、⑨法務・コンプライアンス・内部統制と考えております。

個々の役員について、知見・経験を有する分野は下記のとおりであり、各分野に過不足なく適切に配置しております。

氏名	役職	性別	知見・経験を有する分野									属性		
			企業経営 	事業戦略・M&A 	物流DX 	グローバルビジネス 	不動産 	サステナビリティ・ESG 	人事・労務 	財務・会計 	法務・コンプライアンス・内部統制 	指名・報酬委員会 	独立役員 	
大隅 毅	取締役	男性	●	●	●	●		●					委員	
倉谷 伸之	取締役	男性	●	●			●	●	●	●				
森山 宗樹	取締役	男性	●	●	●	●		●		●				
松本 伸也	社外取締役	男性							●		●	委員長	●	
力石 晃一	社外取締役	男性	●			●					●	委員	●	
馬場 佳子	社外取締役	女性						●	●			委員	●	
星 正俊	取締役 (常勤監査等委員)	男性								●	●			
川西 兵衛	取締役 (常勤監査等委員)	男性	●		●	●	●	●						
志々目昌史	社外取締役 (監査等委員)	男性							●		●		●	
吉田 芳一	社外取締役 (監査等委員)	男性							●	●	●		●	
柏崎 博久	社外取締役 (監査等委員)	男性	●	●						●	●		●	

(注) 上記は、各氏の有するすべての知見・経験等を表すものではありません。

以上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景に緩やかに回復し、景気は底堅く推移しました。一方で、地政学リスクの高まりや米国の通商政策の変化が景気の下押し圧力となりました。また、エネルギー価格の高止まりや労働力不足に伴うコスト上昇が継続しており、国内消費や企業収益への波及が懸念されています。さらには、国際情勢の不確実性に起因するサプライチェーンへの影響など、先行きは依然として不透明な状況にあります。

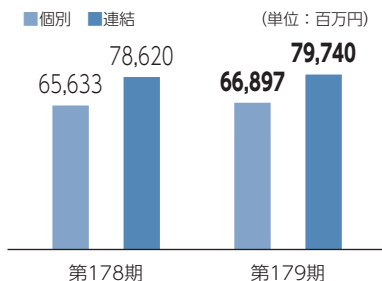
このような経済情勢にあって、物流業界では、継続的な物価上昇が個人消費を下押しするなか、国内貨物の荷動きは一進一退の推移となりました。輸出入貨物は生産材等の輸入が底堅い一方、輸出は地政学リスクや中国経済低迷に伴い、製造業の荷動きが鈍化するなど、総じて力強さを欠く展開となりました。また、不動産業界では、出社回帰に伴う需要の回復を背景に、オフィスビル賃貸市場の空室率が改善傾向を辿り、賃料水準も底堅く推移した一方、建築費高騰と金利上昇を受け、投資や開発にあたってはより慎重な収益性判断が求められる状況です。

こうした事業環境の下、当社グループは、3ヶ年の中期経営計画「澁澤倉庫グループ中期経営計画2026」で掲げた事業戦略に基づき、テクノロジー活用によるオペレーションの高度化や拠点ネットワークの拡充、物流の枠を超えた業域の拡大を積極的に進め、収益機会の創出と新規案件の獲得に取り組み、計画達成に向けた基盤を一段と強化いたしました。また、不動産事業においては、保有資産のバリューアップを通じた賃貸収益の強化、および不動産証券化事業への参画による収益基盤の多角化、ならびに物流事業とのシナジーを活かした物流不動産領域における収益機会の拡大に努めました。

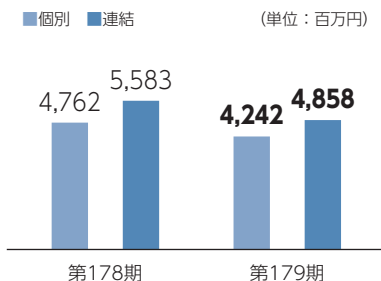
この結果、当連結会計年度の営業収益は、陸上運送業務および国際輸送業務が好調に推移したことから、前期比11億2千万円(1.4%)増の797億4千万円、営業利益は新設拠点の費用先行や人件費増等により、同5億7千万円(12.2%)減の40億9千7百万円となりました。新設拠点は足元では概ね正常な稼働水準へ回復しているものの、通期の収益寄与が途上となり利益を押し下げました。経常利益は前期比7億2千5百万円(13.0%)減の48億5千8百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は政策保有株式の売却益計上により、同14億2千4百万円(29.0%)増の63億3千3百万円となりました。

なお、当社個別の営業収益は668億9千7百万円(前期比1.9%増)、営業利益は35億4千9百万円(同11.1%減)、経常利益は42億4千2百万円(同10.9%減)、当期純利益は57億9百万円(同31.4%増)となりました。

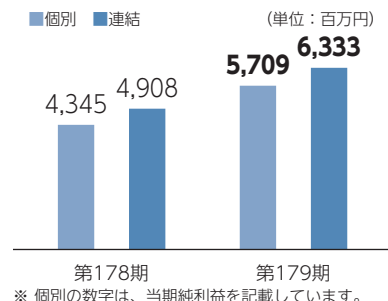
営業収益



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



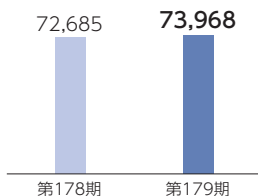
セグメント別概況



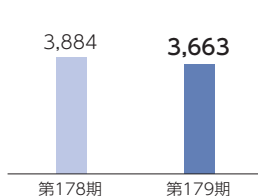
業績の状況

- ・倉庫業務は、飲料や食品等が好調に推移したほか、新規受託した一般医療機器の取扱いが寄与したものの、一部顧客の内製化や拠点再編に伴う受託終了の影響を受け、全体の取扱量は減少しました。また費用面では、新設拠点の稼働に伴う初期費用が増加しました。新設拠点の稼働率は上期に停滞したものの、期末には正常水準まで回復しており、次年度以降の収益寄与に向けた体制整備が着実に進んでいます。
- ・陸上運送業務は、飲料や食品、化粧品の安定した荷動きが収益を下支えし、好調を維持しました。また、諸コストの上昇を反映した運賃適正化の継続的な推進により、増収および収益性の確保に努めました。
- ・港湾運送業務は、船内荷役業務や個人消費の伸び悩みによる輸入家電製品の荷捌業務が低調に推移しました。
- ・国際輸送業務は、輸入家電製品の荷動きは低迷したものの、輸出入航空貨物の取扱いが伸長したことで、セグメント全体の取扱いが増加しました。

営業収益 (単位: 百万円)



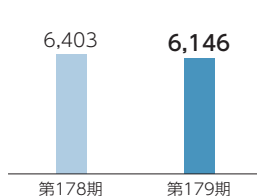
営業利益 (単位: 百万円)



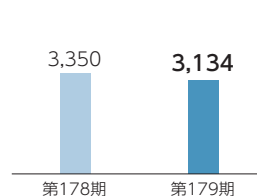
業績の状況

- ・ビル工事請負業務は、高水準で推移した前期の大型案件が完了し、新規案件の引き合いが落ち着きを見せたことから、全体の取扱いは減少しました。
- ・保有資産のバリューアップを通じた賃貸収益の強化を図るとともに、私募ファンドへの出資を通じた不動産証券化事業への参画など、資本効率を重視したポートフォリオの最適化と収益基盤の多角化を推進しました。
- ・物流事業とのシナジーを最大限に発揮すべく、施設リースと物流サービスを一体化させた複合提案（クロスセル）を推進し、物流不動産領域における収益機会の着実な拡大に努めました。

営業収益 (単位: 百万円)



営業利益 (単位: 百万円)



(2) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

区分		第176期 (2023年3月期)	第177期 (2024年3月期)	第178期 (2025年3月期)	第179期 (2026年3月期) 当連結会計年度
営業収益	(百万円)	78,504	73,417	78,620	79,740
経常利益	(百万円)	5,847	5,091	5,583	4,858
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,759	3,728	4,908	6,333
1株当たり当期純利益	(円)	247.80	246.07	337.22	111.65
総資産	(百万円)	115,831	112,772	117,446	119,301
純資産	(百万円)	57,872	62,627	65,328	68,441

(注) 2025年10月1日付で株式分割(普通株式1株につき4株の割合)を実施しております。

②当社の財産および損益の状況の推移

区分		第176期 (2023年3月期)	第177期 (2024年3月期)	第178期 (2025年3月期)	第179期 (2026年3月期) 当事業年度
営業収益	(百万円)	65,299	60,287	65,633	66,897
経常利益	(百万円)	4,771	4,637	4,762	4,242
当期純利益	(百万円)	2,630	3,557	4,345	5,709
1株当たり当期純利益	(円)	173.44	234.78	298.53	100.65
総資産	(百万円)	100,084	97,317	101,766	106,343
純資産	(百万円)	50,211	54,242	55,351	59,283

(注) 2025年10月1日付で株式分割(普通株式1株につき4株の割合)を実施しております。

(3) 中期経営計画2026の取組みと対処すべき課題

①中期経営計画2026

a. 数値目標および計画達成に向けた成長戦略

今後のわが国経済は、景気の緩やかな回復が期待されるものの、地政学的リスクの高まりや物価上昇の影響、さらには物流業界における人手不足の深刻化など、依然として先行き不透明な状況が続くものと見込まれます。このような事業環境のもと、当社グループは、以下のとおり中期経営計画（対象期間2024年度～2026年度）の達成に向け、その最終年度の取組みを加速してまいります。

最終年度（2026年度）の数値目標

営業収益 850億円

営業利益 53億円

経常利益 60億円

ROE 7.0%以上

計画達成に向けた成長戦略

物流事業の収益力強化



ロボットとマンパワーのハイブリッドオペレーションモデルの確立



倉庫機能の差別化、バリューアップ

国内/海外における物流ネットワークの拡充



飲料物流のネットワーク拡充



海外コールドチェーン物流の拡大

物流の枠を超えた「業域の拡大」



複合一貫輸送サービス＋高付加機能



物流機器販売、メンテナンス事業の拡大

不動産事業ポートフォリオの拡充



物流不動産業務への取組み促進



開発プロジェクトへの取組み強化

ESGへの取組み強化



非財務価値の向上



人的資本投資・知財経営・ブランディング

◆数値目標（営業収益・営業利益）の進捗

- ・営業収益は新規3PL業務の開拓を積極的に進めたほか、化粧品のEC物流や医療器具など新規業務の寄与もあり順調に拡大し、前中期経営計画の最終年度(2023年度)と比較しプラス63億円、約9%の増加となっております。
- ・営業利益は2023年度比でマイナス1.7億円(4%の減少)ではあるものの、2024年度より国内外拠点の拡充および競争力強化に向けた基盤整備の大型投資を実施したことから、成長ステージへの移行に伴う一時的な費用増とみております。

b. 成長戦略を支える経営基盤の構築

ROE、PER双方の向上を通じた企業価値アップ

◆ROEの向上

- ・トップライン成長、利益率改善、事業特性に応じた資本効率改善
- ・財務レバレッジの活用、資本積上がりコントロール

◆PERの向上

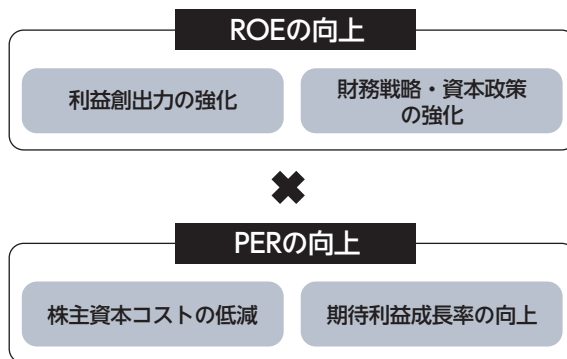
- ・事業リスク低減による株主資本コスト低減
- ・IT・知財・人的資本も含めた戦略投資や非財務領域での価値創造による期待利益成長率の向上

◆株主還元強化

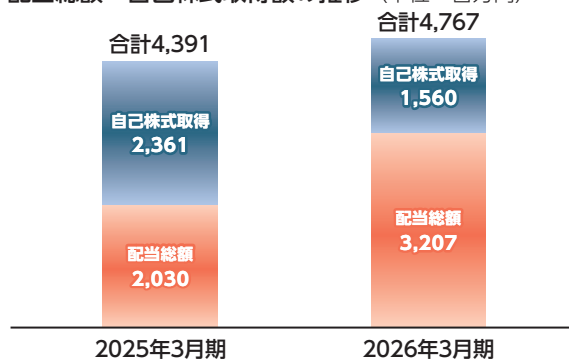
財務安定性を維持しつつ成長投資を十分に行った上で、配当性向50%以上かつ累進的な配当を行う方針としており、連続的な増配を継続しております。また、資本市場の動向や株価水準を勘案しつつ、機動的な自己株式の取得を実施しております。

◆政策保有株式の縮減

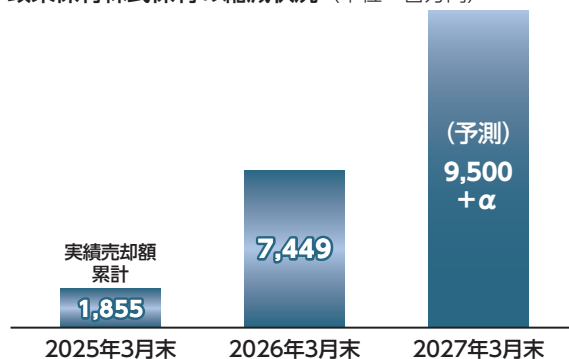
2029年3月期に政策保有株式を連結純資産対比で20%以下に縮減する目標を掲げており、中期経営計画期間中の実績売却額の累計は2026年3月末では74億4千9百万円となりました。2026年度以降も継続して縮減を進めてまいります。



配当総額・自己株式取得額の推移 (単位：百万円)



政策保有株式保有の縮減状況 (単位：百万円)



②人的資本経営の取組み

コーポレートスローガン「永続する使命。」を果たし続けるには、人と組織がともに成長しあう好循環を継続し、挑戦を続ける必要があります。当社グループは、人的資本を経営の重要な基盤として位置づけ、多様な人材が長期的に活躍できる人材戦略を通して、持続可能で豊かな社会の実現を目指してまいります。

人材戦略	主な取り組み内容
最適な人材配置と 自律的成長の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア採用も含め多様な人材を集める採用活動、定着活動の立案実践 ・事業戦略の展開に有用なスキルの特定や資格制度開発と育成研修活動との連携 ・従業員の自律的な成長と挑戦を後押しする教育研修プログラムの体系的実施 ・タレントマネジメントシステムを活用した客観的なデータに基づく最適な人材配置
多様性を力に変える ダイバーシティの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な価値観の受容とワークライフバランスの向上を軸としたダイバーシティの展開 ・女性のキャリア形成支援や男性の育児休業取得促進など、ライフイベントに則した両立支援
挑戦を支える健康経営と 職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「心身ともに健康であることが挑戦を続けるエネルギーの源泉である」という理念のもと、健康保険組合と連携した多角的な健康経営の実践 ・誰もが安全かつ安心して、活き活きと能力を最大限に発揮できる企業風土醸成と職場環境整備

③サステナビリティ推進への取組み

コーポレートスローガン「永続する使命。」のもと、持続可能な社会の実現と中長期的な企業価値の向上を目指し、サステナビリティ推進基本方針においてマテリアリティ（重要課題）を特定しております。非財務価値の追求が将来の財務価値の向上に直結すると認識しており、各マテリアリティに紐づく施策を戦略的に完遂し、将来の財務的リターンを最大化させることで、持続的な成長基盤を構築してまいります。

マテリアリティ	優先する取組み
地球温暖化の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・物流事業における温室効果ガスの削減 ・環境配慮型施設へのバリューアップ
循環経済への転換	<ul style="list-style-type: none"> ・資源循環型物流モデルの構築 ・廃棄物削減と資源活用の推進
安全・安心の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・労働災害や交通事故を削減する事業プロセスの構築 ・レジリエントな事業運営体制の構築
イノベーションの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・物流事業の生産性向上 ・業域の拡大
人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイバーシティの推進 ・労働環境の改善
共存共栄の追求	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ強化によるサプライチェーンの進化 ・地域コミュニティ発展への貢献 ・災害支援

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額21億3千1百万円（支払いベース）となります。当社グループにおいては、経営戦略の遂行に必要な投資として、横浜市神奈川区の倉庫内設備工事（115百万円）をはじめ業務の効率化・安全・環境のための工事、および生産性向上と省力化のため、倉庫管理システムの更改作業等（387百万円）のソフトウェア開発・改修を広範囲かつ継続的に行っております。

(5) 資金調達の状況

当社および国内連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行10行と総額159億9千万円の当座貸越契約を締結しております。また、当社および国内連結子会社の一部は、グループ内資金を効率的に活用するため、キャッシュ・マネジメント・システム（CMS）を導入し、一元管理をしております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	本店所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容	主要な営業拠点
澁澤陸運(株)	東京都江東区	80百万円	100.0%	貨物自動車運送業 倉庫業	東京、神奈川、千葉、 埼玉、群馬、愛知、福井、 滋賀、大阪、兵庫、山口
大宮通運(株)	埼玉県さいたま市	45	100.0	貨物自動車運送業 倉庫業	埼玉
日正運輸(株)	東京都江東区	100	100.0	貨物自動車運送業 倉庫業	北海道、新潟、東京、 大阪、兵庫、福岡、宮崎
北海澁澤物流(株)	北海道札幌市	90	100.0	貨物自動車運送業 倉庫業	北海道
平和みらい(株)	静岡県静岡市	50	100.0	貨物自動車運送業 倉庫業	静岡
澁澤(香港)有限公司	香港	10百万HK\$	100.0	輸出入貨物の取扱事業 倉庫業	香港
澁澤物流(上海)有限公司	中国	1百万US\$	100.0	輸出入貨物の取扱事業 倉庫業	中国

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社7社を含む計9社であります。

2. 2025年12月26日開催の取締役会決議に基づき、2026年3月2日を効力発生日とする株式交換により、連結子会社の大宮通運(株)および平和みらい(株)を完全子会社化いたしました。

(7) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都江東区	大阪支店	大阪府大阪市
東京支店	東京都江東区	神戸支店	兵庫県神戸市
横浜支店	神奈川県横浜市	中国・九州支店	福岡県糟屋郡
中部支店	愛知県小牧市	引越営業支店	東京都江戸川区

(8) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
物流事業	1,217名 (139名)	30名増 (1名減)
不動産事業	26名 (一名)	1名増 (一名)
計	1,243名 (139名)	31名増 (1名減)
全社 (共通)	77名 (一名)	2名増 (一名)
合計	1,320名 (139名)	33名増 (1名減)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
558名 (17名)	20名増 (11名増)	42歳9ヵ月	17年5ヵ月

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン	12,000百万円
横浜市	2,594
(株)埼玉りそな銀行	1,077
(株)みずほ銀行	659
第一生命保険(株)	500
(株)日本政策投資銀行	450
(株)三菱UFJ銀行	418

(注) シンジケートローンは、(株)みずほ銀行を主幹事とするその他26行によるものであります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2026年5月11日開催の取締役会において、名古屋鉄道(株)より名鉄ワールドトランスポート(株)の全株式を取得のうえ、子会社化することを決議し、同日付で株式等譲渡契約を締結いたしました。

名鉄ワールドトランスポート(株)は、名古屋鉄道グループとして築き上げた強固な事業基盤と、国際物流領域における高度な専門ノウハウ、そして優良な顧客ポートフォリオを有する企業です。今般の株式等取得により、次の戦

略的シナジーを創出し、グループ全体の企業価値の更なる向上を実現いたします。

- ①国際物流におけるサービスラインナップの高度化と収益力の強化
- ②北米・アジアにおけるグローバルネットワークの飛躍的拡充
 - (i) 被取得企業の名称：名鉄ワールドトランスポート株式会社
 - (ii) 株式取得予定日：2026年5月29日
 - (iii) 取得する議決権比率：100%

2 会社の現況

(1) 株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

①発行可能株式総数	192,000,000株
②発行済株式の総数	60,870,988株 (自己株式3,015,861株を含む)
③単元株式数	100株
④株主数	19,078名
⑤大株主 (上位10名)	

株主名	持株数	持株比率
(株)パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	5,792,800株	10.01%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	3,966,900	6.86
清水建設(株)	2,999,200	5.18
みずほ信託銀行(株) 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 (株)日本カストディ銀行	2,804,200	4.85
トアア再保険(株)	2,608,000	4.51
中央日本土地建物(株)	2,112,400	3.65
(学)帝京大学	1,690,400	2.92
(株)埼玉りそな銀行	1,600,000	2.77
日本ゼオン(株)	1,336,000	2.31
清和綜合建物(株)	1,242,824	2.15

(注) 持株比率は、自己株式 (3,015,861株) を控除して計算しております。

⑥その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施し、発行済株式総数は15,217,747株から60,870,988株になりました。また、同日付で、定款変更を実施し、普通株式の発行可能株式総数は48,000,000株から192,000,000株となりました。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会社役員に関する事項

① 取締役の氏名等 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
※ 取締役社長 兼社長執行役員	大隅 毅	物流部門管掌 (株)ヤクルト本社 社外取締役
※ 取締役 兼専務執行役員	倉谷伸之	不動産部門・管理部門管掌
取締役 兼常務執行役員	大橋 武	物流部門副担当
社外取締役	松本伸也	丸の内総合法律事務所 顧問
社外取締役	力石晃一	NYK Energy Ocean(株) 代表取締役社長執行役員 (株)村上開明堂 社外取締役
社外取締役	馬場佳子	よこはま都市未来研究所 代表 横浜市財産評価審議会 委員長 横浜家庭裁判所 家事調停員
取締役 (常勤監査等委員)	星 正俊	
取締役 (常勤監査等委員)	森 進	
社外取締役 (監査等委員)	志々目昌史	志々目法律事務所 弁護士 東海運(株) 社外監査役
社外取締役 (監査等委員)	吉田芳一	吉田芳一税理士事務所 税理士
社外取締役 (監査等委員)	柏崎博久	

(注) 1. ※印は、代表取締役であることを示しております。

- 当社は社外取締役松本伸也、力石晃一および馬場佳子の各氏ならびに社外取締役 (監査等委員) 志々目昌史、吉田芳一および柏崎博久の各氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 社外取締役松本伸也、力石晃一および馬場佳子の各氏ならびに社外取締役 (監査等委員) 志々目昌史および吉田芳一の両氏は、「当社

株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）」に規定する独立委員会委員であります。

4. 当社は、2025年6月27日開催の第178期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しており、これに伴い、監査役星正俊、森進、志々目昌史、吉田芳一および柏嶋博久の各氏は、任期満了により退任し、監査等委員である取締役役に就任いたしました。
5. 情報収集の充実を図り、会計監査人および内部監査部門との円滑な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員）星正俊および森進の両氏を常勤監査等委員として選定しております。
6. 取締役大隅毅氏は、2025年6月25日付で㈱ヤクルト本社の社外取締役に就任いたしました。
7. 社外取締役松本伸也氏は、2025年6月25日付で大平洋金属㈱の社外取締役に、2025年7月31日付で㈱インプレスホールディングスの社外監査役をそれぞれ退任いたしました。
8. 社外取締役力石晃一氏は、2025年4月1日付でNYK Energy Ocean㈱の代表取締役社長執行役員に就任いたしました。
9. 社外取締役馬場佳子氏は、2025年9月30日付で横浜地方裁判所川崎支部民事調停員を退任いたしました。

（ご参考）

取締役兼務執行役員以外の執行役員は、以下のとおりとなっております。

（2026年4月1日現在）

会社における地位	氏名	担当
常務執行役員	石井啓志	物流部門副担当 横浜支店長
常務執行役員	高橋伸一	物流部門副担当
上級執行役員	平川仁司	大阪支店長
上級執行役員	大宮栄一	日正運輸㈱代表取締役社長
上級執行役員	浅原邦康	神戸支店長
上級執行役員	菅野康弘	管理部門管掌役員補佐 総務部長
上級執行役員	鈴木保志	東京支店長
上級執行役員	森山宗樹	総合企画部長
上級執行役員	池田 覚	経理部長
上級執行役員	神田純一	広域営業部長
執行役員	佐瀬正文	平和みらい㈱代表取締役社長
執行役員	旗 浩志	澁澤ファシリティーズ㈱代表取締役社長
執行役員	山田政和	リスク管理部長
執行役員	吉田 崇	国際営業部長
執行役員	本橋昌臣	澁澤陸運㈱代表取締役社長
執行役員	中川 剛	イノベーション推進室長

②取締役および監査役の報酬等

a. 役員の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の報酬等の決定方針を取締役会で決議しており、2025年6月27日開催の取締役会において、役員の報酬等の決定方針の一部改訂を決議しました。当該改訂後の内容は次のとおりです。

(a) 取締役の報酬等の決定方針

当社の取締役の報酬は、当社グループビジョンの実現、持続的な企業価値の向上を目指す適切なインセンティブとして機能すると同時に、各役員が担う役割、責任と成果を反映させた報酬体系とすることを基本方針とし、具体的には、金銭報酬である固定報酬および業績連動報酬と非金銭報酬である株式報酬によって構成します。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については、固定報酬のみとします。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額および内容は、透明性・公平性を確保するために、株主総会の決議によって定められた報酬総額の範囲内で、取締役会の委任を受けた指名・報酬委員会において決定します。当社は、取締役（執行役員兼務を含み、監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下本項目において同じ。）を含む上級執行役員以上の執行役員の金銭報酬に年俸制を適用しており、年俸規程を取締役会で制定しています。各役員の年俸は役位および在任期間等を考慮要素として指名・報酬委員会が定めている等級別年俸基準額表に基づいて決定しています。また、株式報酬に関する取扱いについては、株式交付規程を取締役会において制定し、各取締役への交付は指名・報酬委員会が定める役位別基礎金額に基づいて決定しています。

i. 固定報酬に関する方針

取締役の固定報酬は、等級別年俸基準額表に基づいて算出される等級別年俸基準額に90%を乗じて決定します。

ii. 業績連動報酬に関する方針

取締役の業績連動報酬は、（ア）等級別年俸基準額に10%を乗じた額に、（イ）年俸の計算期間開始時の属する事業年度における会社（または企業グループ）の業績目標および本人の業績目標の達成状況を公正に評価して算出される目標達成率に応じた係数を乗じて決定します。業績連動報酬の適用基準は次のとおりです。

- (i) 目標達成率の算定の基礎となる、業績目標の指標は、親会社株主に帰属する当期純利益としております。ただし、予算および実績の算出における税金計算等の調整の煩雑さを考慮し、連結各社の税引前当期純利益の単純合計を業績目標の指標に用いることができることとしております。
- (ii) 目標達成率は、各業績目標の通期修正予算（上半期期初予算＋下半期修正予算）に対する実績数値（特殊要素加減後）の100分比とします。なお、実績数値に対して加減すべき特殊要素については、指名・報酬委員会において決定します。
- (iii) 取締役が物流または不動産部門の部長や支店長等を兼務する場合には、目標達成率に応じた係数（支給係数）を算定する際に、取締役としての支給係数の50%、物流または不動産部門の執行役員としての支給係数（業績目標の指数は、担当部門または担当部所の経常利益とします。）の50%を合算した値を、当該取締役の支給係数とします。

iii. 株式報酬に関する方針

株式報酬については、株式交付規程に従い、当社が金銭を拠出することにより設定する信託を通じて、原則、その役位等に応じて毎年付与したポイント数に応じて、各取締役の退任以後に当社株式および当社株式に代わる時価相当額の金銭を交付するものとします。ポイント数の算定基礎に用いる取締役の役位ごとに定める役位別基礎金額は、透明性・公平性を確保するために、取締役会の委任を受けて指名・報酬委員会において決定するものとします。

iv. 固定報酬の額、業績連動報酬の額および株式報酬の額の割合の決定に関する方針

金銭報酬である固定報酬、業績連動報酬については、等級別年俸基準額に90%を乗じた額を固定報酬、10%を乗じた額に支給係数を乗じた額を業績連動報酬とします。金銭報酬に対する株式報酬の比率は10対1を目安とします。

v. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬は、6月開催の指名・報酬委員会において同年7月から翌年6月までの額を決定し、その12分の1を毎月支給します。また、業績連動報酬は、翌事業年度の5月開催の指名・報酬委員会において額を決定し、その翌月に支給します。株式報酬については、株式交付規程に従い、原則、各取締役の退任後の日に当社株式および当社株式に代わる時価相当額の金銭を交付するものとします。

vi. 報酬等の決定の委任に関する事項

指名・報酬委員会は、取締役会の委任を受け、上記の方針に基づき、個人別の金銭報酬に係る報酬等の額および株式報酬に係る役位別基礎金額を決定する権限を持ちます。指名・報酬委員会の構成員につきましては、委員長は松本伸也社外取締役、委員は力石晃一社外取締役、馬場佳子社外取締役および大隅毅代表取締役社長（物流部門管掌）です。なお、株式報酬に係るその他の報酬等に関する事項は取締役会において決定します。

(b) 監査等委員の報酬等の決定方針

当社の監査等委員の報酬は、その総額を株主総会の決議によって定め、各監査等委員への配分については、監査等委員の協議により監査等委員会で決定しております。なお、業務執行から独立した立場である監査等委員については、業績連動報酬は相応しくないため、固定報酬のみとしております。

b. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	124百万円 （18百万円）	107百万円 （18百万円）	8百万円 （―）	9百万円 （―）	6名 （3名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	38 （14）	38 （14）	― （―）	― （―）	5 （3）
監査役 （うち社外監査役）	10 （4）	10 （4）	― （―）	― （―）	5 （3）
合計 （うち社外役員）	173 （36）	155 （36）	8 （―）	9 （―）	11 （6）

- (注) 1. 当社は2025年6月27日開催の第178期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。監査役に対する報酬等の額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）に対する報酬等の額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。なお、対象となる役員の員数の合計欄は、実際の支給人数を記載しております。
2. 非金銭報酬は、当事業年度における株式報酬の株式給付引当金繰入額であります。
3. 当事業年度末日現在の取締役（監査等委員を除く。）は6名（うち社外取締役3名）、取締役（監査等委員）は5名（うち社外取締役3名）です。

c. 業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬に係る業績指標の内容およびその額の算定方法は上記 a. (a) ii. に記載のとおりであり、取締役はグループ全体の経営に責任を持つことから、当該業績指標を選定しております。当事業年度に係る業績連動報酬については、その目標とする指標として当事業年度に係る連結各社の税引前当期純利益の単純合計を使用しております。係る指標の実績値は9,150百万円、業績連動報酬の算出に適用する実際の目標達成率（特殊要素を加減後）は、85.9%でありました。

d. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2006年6月29日開催の第159期定時株主総会において、取締役報酬額を「年額350百万円以内（使用人分給与を含まない）」とご承認いただいております。当該株主総会終結時点における取締役の員数は11名です。また、2025年6月27日開催の第178期定時株主総会において、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止したうえで、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を「年額350百万円以内（うち社外取締役分は100百万円以内）」とし、この報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与、および非金銭報酬である株式報酬は含まれない」とご承認をいただいております。当該株主総会終結時点における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役3名）です。

2022年6月29日開催の第175期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）を対象に、新たに

当社が金銭を拠出して設定する信託が当社株式を取得し、当社が各対象者に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が当該信託を通じて対象者に交付される株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入するべく、上記株主総会の決議とは別枠で、2027年6月の定時株主総会終結日までの5年間の対象期間において、当社株式の取得資金として120百万円（ただし、取締役会の決定により、対象期間を5年以内の期間を都度定めて延長することができ、係る延長をした場合における延長分の期間においては延長分の対象期間の事業年度数に24百万円を乗じた金額）を上限に、金銭を当該信託に拠出することおよび当社が各対象者に付与するポイントの総数は1事業年度あたり17,000ポイントを上限とすることについてご承認いただいております。当該株主総会終結時点における対象者である取締役の員数は4名です。また、2025年6月27日開催の第178期定時株主総会において、2022年6月29日開催の第175期定時株主総会で導入された株式報酬制度を取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）を対象として継続することをご承認いただきました。当該株主総会終結時点における対象者である取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は3名です。

2006年6月29日開催の第159期定時株主総会において、監査役報酬額を「年額50百万円以内」とご承認いただいております。当該株主総会終結時点における監査役の員数は5名です。また、2025年6月27日開催の第178期定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬等の額を「年額150百万円以内」とご承認いただいております。当該株主総会終結時点における監査等委員である取締役の員数は5名です。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の金銭報酬については、取締役会の委任を受け、指名・報酬委員会（2025年6月27日の監査等委員会設置会社への移行に伴う名称変更前はガバナンス委員会。以下同じ。）において決定しております。株式報酬については、取締役会の委任を受け、株式報酬に係る役位別基礎金額を指名・報酬委員会において決定しております。指名・報酬委員会に委任した理由は、取締役の個人別の報酬等の決定に係る手続きおよびその内容の透明性・公平性を確保するためです。なお、指名・報酬委員会の構成員につきましては、委員長は松本伸也社外取締役、委員は力石晃一社外取締役、馬場佳子社外取締役および大隅毅代表取締役社長（物流部門管掌）です。

- f. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記 a.（a）の方針に沿うものであると判断した理由
上記 e. に記載のとおり、金銭報酬の固定報酬および業績連動報酬は上記 a.（a）の方針に基づいて指名・報酬委員会において決定し、株式報酬についても、上記 a.（a）の方針に基づいて株式報酬に係る役位別基礎金額を指名・報酬委員会において決定していることから、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記 a.（a）の方針に沿うものであると判断しております。

③社外役員に関する事項

a. 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

会社における地位および氏名	重要な兼職先および地位	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役 松本伸也	丸の内総合法律事務所 顧問	特別の関係はありません。
社外取締役 力石晃一	NYK Energy Ocean (株) 代表取締役社長執行役員	特別の関係はありません。
	(株)村上開明堂 社外取締役	特別の関係はありません。
社外取締役 馬場佳子	よこはま都市未来研究所 代表	特別の関係はありません。
	横浜市財産評価審議会 委員長	特別の関係はありません。
	横浜家庭裁判所 家事調停員	特別の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員) 志々目昌史	志々目法律事務所 弁護士	特別の関係はありません。
	東海運(株) 社外監査役	特別の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員) 吉田芳一	吉田芳一税理士事務所 税理士	特別の関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

会社における地位および氏名	出席状況、発言状況および社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 松本伸也	<p>当事業年度開催の取締役会18回すべて（100％）に出席しております。主に、弁護士としての専門的見地から、取締役会において必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会を主導しております。客観的・中立的立場から取締役会から委任を受けた取締役および年俸制対象執行役員の報酬等の決定や、取締役会から諮問された当社の取締役候補者の選定等に関する答申をしております。特にガバナンスおよびコンプライアンス等に関する観点から業務執行全般について監督、助言を行う等、社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。</p>
社外取締役 力石晃一	<p>当事業年度開催の取締役会18回すべて（100％）に出席しております。主に、総合海運企業の経営における知識と経験を活かして、取締役会において必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会において、客観的・中立的立場から取締役会から委任を受けた取締役および年俸制対象執行役員の報酬等の決定や、取締役会から諮問された当社の取締役候補者の選定等に関する答申をしております。特に総合海運企業の経営で得た知識と経験を活かして、物流部門を含む業務全般について監督、助言を行う等、社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。</p>
社外取締役 馬場佳子	<p>当事業年度開催の取締役会18回すべて（100％）に出席しております。主に、不動産事業の経験と専門的見地および公共団体委員や調停員としての知識と経験を活かして、取締役会において必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会において、客観的・中立的立場から取締役会から委任を受けた取締役および年俸制対象執行役員の報酬等の決定や、取締役会から諮問された当社の取締役候補者の選定等に関する答申をしております。特に、不動産事業の経験と専門的見地および公共団体委員や調停員としての知識と経験を活かして、管理部門を含む業務全般について監督、助言を行う等、社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。</p>
社外取締役（監査等委員） 志々目昌史	<p>当事業年度開催の取締役会18回すべて（100％）、監査役会4回すべて（100％）、監査等委員会10回すべて（100％）に出席しております。主に、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会および監査等委員会において、当社の内部統制システムおよびコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行う等、社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。</p>

会社における地位および氏名	出席状況、発言状況および社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 吉田芳一	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回（94.4%）、監査役会4回すべて（100%）、監査等委員会10回のうち9回（90%）に出席しております。主に、税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会および監査等委員会において、当社の内部統制システムおよび内部監査等について適宜、必要な発言を行う等、社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役（監査等委員） 柏崎博久	当事業年度開催の取締役会18回すべて（100%）、監査役会4回すべて（100%）、監査等委員会10回すべて（100%）に出席しております。主に、金融関係企業の経営における知識と経験を活かして、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会および監査等委員会において、当社の内部統制システムおよび内部監査等について適宜、必要な発言を行う等、社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。

(注) 当社は、2025年6月27日開催の第178期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しており、これに伴い、監査役志々目昌史、吉田芳一および柏崎博久の各氏は、任期満了により社外監査役を退任し、監査等委員である社外取締役に就任いたしました。

④責任限定契約に関する事項

当社は、監査等委員である取締役および社外取締役との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査等委員である取締役および社外取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、1,000万円または会社法第425条第1項に規定する額のいずれか高い額としております。

⑤役員賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定された役員賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役（監査等委員および社外取締役を含む。）であり、保険料については、特約部分も含め当社が全額負担し、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約により、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補しています。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する事象等に関して一定の免責事由があります。役員の職務の適正性が損なわれないようにするため、保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

3 会社の体制および方針

(1) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めております。その内容は以下のとおりです。

①基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容ならびに企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等を検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、当社が今後も持続的に成長し、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させていくためには、創業者の精神を継承する企業文化、蓄積されたソリューションノウハウ、新たな挑戦を可能とする健全な財務体質、専門性やスキル等を有する多様な人財、お客さま・協力会社・ビジネスパートナーとの強固なリレーション、社会からの信頼等が不可欠であり、これらを包括的に活かす経営を行うことが極めて重要であると考えます。

これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。また、買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

そこで、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、当社は必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保をはかる必要があると考えております。

②基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

a. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、上記基本方針を実現するために、更なる成長を目指した2030年を見据えた長期ビジョン「Shibusawa 2030 ビジョン」、3カ年の中期経営計画「澁澤倉庫グループ中期経営計画2026」を2024年度からスタートさせております。

「Shibusawa 2030 ビジョン」では、持続的な企業価値向上のため、事業の競争力強化とサービス領域の拡大、E S G経営の確立により、『お客さまの事業活動に新たな価値を生み出すValue Partner』を目指します。また、「澁澤倉庫グループ中期経営計画2026」では、基本方針として、(ア) 物流事業の収益力強化、(イ) 国内外における物流ネットワークの拡充、(ウ) 物流の枠を超えた業域の拡大、(エ) 不動産事業ポートフォリオの拡充、(オ) E S Gへの取組み強化の5つの成長戦略を推進し、持続的価値の創造をはかっております。

また、当社は、当社事業の公共性を踏まえ、事業の持続的成長を実現することを旨としており、その社会的使命と責任を果たすため、「コーポレートガバナンス方針」を策定し、(ア) 資本政策の基本的な方針、(イ) 政策保有株式の保有方針と議決権行使基準、(ウ) 企業年金の積立金の運用、(エ) サステナビリティを巡る課題への取組み、(オ) 役員候補者の指名と役員報酬の決定方針と手続、(カ) 社外役員の独立性判断基準、(キ) 株主・投資家との建設的な対話に関する方針等を定めております。また、当社は2025年3月31日開催の取締役会および同年6月27日開催の当社第178期定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。移行後の取締役会においては、社外取締役が過半数を占める体制により、経営へのモニタリング機能を更に強化するとともに、取締役会において経営方針、経営戦略等の審議を一層充実させることで、コーポレートガバナンスの一層の強化を図っております。

b. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、2025年5月22日開催の取締役会および同年6月27日開催の当社第178期定時株主総会の決議により、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の内容を一部変更したうえで、これを更新いたしました（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的としています。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者等が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。買収者が本プラ

ンに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を充たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除くすべての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てます。本プランに従って、新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プランに従い新株予約権の無償割当てを実施する場合には、原則として、株主総会を招集し、株主の皆様のご意思を確認することといたします。こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することといたします。

③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の事業活動方針およびコーポレートガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって更新されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで更新されたものであること、当社取締役会は一定の場合に、本プランの発動の是非等について株主の皆様のご意思を確認するとされていること、本プランの有効期間は約3年と定められたうえ、株主総会において選任された取締役により構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できるとされていることなどから株主の皆様のご意思を重視していること、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会の勧告を必ず経ることが必要とされていること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務健全性の維持を前提に成長投資を積極的に行ったうえで、業績および将来の見通しに配慮しながら配当性向50%以上を基準に、年間配当金140円（2025年5月12日方針決定時の年間配当額、株式分割後35円）を下限とした累進的な配当を実施してまいります。

この方針に基づき、2026年5月11日開催の取締役会決議により、当事業年度末日（2026年3月31日）を基準日とする期末配当金を1株当たり32円とさせていただきます。中間配当金96円（株式分割後24円）と合わせた年間配当金は、1株当たり56円となり、前事業年度と比べて21円（60.0%）の増配となります。

なお、当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。上記配当方針および中間配当金については、当該株式分割の影響を考慮した金額を括弧書きで記載しております。当該株式分割を考慮しない場合の1株あたり配当金は、中間：96円、期末：128円、合計：224円となります。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切捨てとし、また、百分比につきましては、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	27,894
現金及び預金	11,296
受取手形及び取引先未収金	13,955
立替金	1,678
その他	964
貸倒引当金	△1
固定資産	91,369
有形固定資産	(55,792)
建物及び構築物	30,776
機械装置及び運搬具	1,784
土地	22,753
リース資産	224
建設仮勘定	3
その他	249
無形固定資産	(1,247)
借地権	516
ソフトウェア	702
ソフトウェア仮勘定	7
その他	20
投資その他の資産	(34,330)
投資有価証券	31,666
長期貸付金	21
差入保証金	1,819
繰延税金資産	294
退職給付に係る資産	336
その他	223
貸倒引当金	△31
繰延資産	36
社債発行費	36
資産合計	119,301

科目	金額
負債の部	
流動負債	22,551
支払手形及び営業未払金	5,966
短期借入金	1,569
1年内償還予定の社債	28
1年内返済予定の長期借入金	9,081
リース債務	81
未払法人税等	1,675
預り金	147
賞与引当金	882
その他	3,118
固定負債	28,307
社債	8,018
長期借入金	8,813
リース債務	162
長期預り金	5,329
繰延税金負債	3,818
退職給付に係る負債	2,113
その他	52
負債合計	50,859
純資産の部	
株主資本	57,428
資本金	7,847
資本剰余金	7,036
利益剰余金	46,227
自己株式	△ 3,681
その他の包括利益累計額	10,942
その他有価証券評価差額金	9,679
為替換算調整勘定	980
退職給付に係る調整累計額	282
非支配株主持分	70
純資産合計	68,441
負債及び純資産合計	119,301

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
	内訳	合計
営業収益		79,740
営業原価		71,062
営業総利益		8,678
販売費及び一般管理費		4,580
営業利益		4,097
営業外収益		
受取利息及び配当金	799	
持分法による投資利益	102	
その他	126	1,029
営業外費用		
支払利息	187	
固定資産除却損	27	
その他	53	268
経常利益		4,858
特別利益		
投資有価証券売却益	4,799	4,799
特別損失		
固定資産処分損	335	
減損損失	285	620
税金等調整前当期純利益		9,036
法人税、住民税及び事業税	2,701	
法人税等調整額	△69	2,632
当期純利益		6,404
非支配株主に帰属する当期純利益		71
親会社株主に帰属する当期純利益		6,333

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	21,316
現金及び預金	5,429
受取手形	1,089
取引先未収金	11,214
貯蔵品	17
立替金	1,648
前払費用	429
その他	1,488
貸倒引当金	△0
固定資産	84,989
有形固定資産	(50,074)
建物	28,654
構築物	678
機械装置	904
車両運搬具	22
器具備品	232
土地	19,521
リース資産	56
建設仮勘定	3
無形固定資産	(1,219)
借地権	516
施設利用権	20
ソフトウェア	683
投資その他の資産	(33,695)
投資有価証券	24,709
関係会社株式	6,936
出資金	0
関係会社出資金	117
長期貸付金	141
差入保証金	1,628
長期前払費用	33
前払年金費用	57
その他	93
貸倒引当金	△23
繰延資産	36
社債発行費	36
資産合計	106,343

科目	金額
負債の部	
流動負債	20,455
営業未払金	5,128
短期借入金	10,381
リース債務	18
未払金	774
未払費用	238
未払法人税等	1,451
前受金	827
預り金	85
賞与引当金	672
その他	875
固定負債	26,604
社債	8,000
長期借入金	7,938
リース債務	44
長期預り金	5,257
退職給付引当金	1,836
繰延税金負債	3,481
その他	47
負債合計	47,059
純資産の部	
株主資本	49,732
資本金	7,847
資本剰余金	6,368
資本準備金	5,660
その他資本剰余金	707
利益剰余金	39,198
その他利益剰余金	39,198
圧縮記帳積立金	861
別途積立金	10,000
繰越利益剰余金	28,336
自己株式	△3,681
評価・換算差額等	9,551
その他有価証券評価差額金	9,551
純資産合計	59,283
負債及び純資産合計	106,343

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
	内訳	合計
営業収益		
保管料	9,104	
荷役料	7,265	
荷捌料	11,571	
陸上運送料	29,179	
物流施設賃貸料	2,282	
不動産賃貸料	5,337	
その他	2,156	
		66,897
営業原価		
作業費	42,837	
賃借料	3,934	
人件費	2,937	
減価償却費	2,210	
その他	7,646	
		59,566
営業総利益		7,331
販売費及び一般管理費		3,782
営業利益		3,549
営業外収益		
受取利息及び配当金	830	
その他	61	
		891
営業外費用		
支払利息	151	
固定資産除却損	20	
その他	27	
		198
経常利益		4,242
特別利益		
投資有価証券売却益	4,426	
		4,426
特別損失		
固定資産処分損	335	
減損損失	278	
		613
税引前当期純利益		8,055
法人税、住民税及び事業税	2,360	
法人税等調整額	△14	
		2,345
当期純利益		5,709

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

澁澤倉庫株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 千葉 達也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 吉田 剛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、澁澤倉庫株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、澁澤倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められる。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

澁澤倉庫株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 千葉 達也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 剛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、澁澤倉庫株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第179期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第179期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

澁澤倉庫株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 星 正 俊 ㊟

常勤監査等委員 森 進 ㊟

監査等委員 志々目 昌史 ㊟

監査等委員 吉 田 芳 一 ㊟

監査等委員 柏 崎 博 久 ㊟

(注1) 監査等委員志々目昌史、吉田芳一および柏崎博久の3氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(注2) 当社は、2025年6月27日開催の第178期定時株主総会の決議により、2025年6月27日をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。2025年4月1日から2025年6月27日までの状況につきましては、当社監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館8階ホール

交通

東京メトロ	東西線・日比谷線	茅場町駅（8番出口直結）
東京メトロ	銀座線	日本橋駅（B10出口より徒歩約6分）
都営地下鉄	浅草線	日本橋駅（D2出口より徒歩約4分）



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。